

文化観光への心理的距離の軽減に向けた考察 —アイヌ文化を対象として—

栗原 剛¹・Lorenz POGGENDORF²・浜崎 美帆³

¹正会員 東洋大学教授 国際観光学部国際観光学科 (〒112-8606 東京都文京区白山 5-28-20)

E-mail: kurihara039@toyo.jp (Corresponding Author)

²非会員 東洋大学准教授 国際観光学部国際観光学科 (〒112-8606 東京都文京区白山 5-28-20)

E-mail: poggendorf@toyo.jp

³学生非会員 東洋大学 国際観光学部国際観光学科 (〒112-8606 東京都文京区白山 5-28-20)

E-mail: s1e102002636@toyo.jp

2020年にウポポイ（民族共生象徴空間）が公開され、アイヌ文化観光の振興が観光政策の中に位置付けられている。しかしながら、わが国の文化観光はまだ初期段階であり、今後の発展、成熟に向けた要件の整理と議論が有益であろう。初期段階の課題は人々の認知および関心にあると仮定し、本研究ではアイヌ文化観光への心理的距離に着目し、心理的距離の軽減に向けた方策を考察することを目的とした。そこで、アイヌ文化観光への心理的距離を規定する概念モデルを提示し、首都圏および北海道居住者を対象としたWeb調査データに基づいて構造方程式モデリングにより仮説を検証した。

Key Words: *indigenous and cultural tourism, Ainu, perceived distance, education*

1. はじめに

2020年7月にウポポイ（民族共生象徴空間）が一般公開され、アイヌ文化について知り、学ぶ機会が充実したと考えられる。2022年度の観光政策の中にも「先住民族としてのアイヌ文化等の発信」が位置付けられ、ウポポイの年間来場者数100万人を目指す等、政策的にアイヌ文化観光の推進が謳われている^{注1)}。

コロナ禍以前の2019年には訪日外国人旅行者数は3,000万人を超え、世界の国際旅行者受け入れ数でも上位に成長したわが国の国際旅行市場であるが、文化観光という面ではまだ開拓（Exploration）段階^{注2)}にあると考えられる。今後わが国の文化観光を発展段階に引き上げるための要件は何だろうか。

筆者は人々の文化観光に対する「心理的距離」に着目した。心理的距離とは、文化施設までの実際的なアクセス時間や費用ではなく、文化観光にアクセスしようとする人々の知覚的な距離（perceived distance）を指す。現在わが国の文化観光は初期の開拓段階であり、したがって人々のアイヌ文化への心理的距離は大きいと考えられる。本研究の目的は、アイヌ文化観光への心理的距離を規定

する要因を検証し、その距離を軽減する方策について考察することである。

2. 先行研究レビューと仮説

本研究で対象とするアイヌ文化観光との関連では、先住民族観光（indigenous tourism）と文化観光（cultural tourism）が適当なキーワードである。

前者の先住民族観光は国内では広がっておらず、それもアイヌ文化観光が開拓段階であることの証左と考えられるが、国外ではオーストラリア等をはじめ議論が進んでいる。2021年5月には国連世界観光機関（UNWTO）が先住民族コミュニティへのコロナ禍からの観光事業の復旧を支援すると発表し、世界先住民族観光連盟（WINTA）とOECDと共同で先住民族コミュニティを対象とした復旧ガイドを発行した¹⁾。また、2023年3月にはWINTAと西オーストラリア先住民族観光オペレーター協会（WAITOC）の共催で世界先住民族観光サミットが開催されることになっており、コロナ禍で観光事業が停滞していた中でも先住民族観光は実務的に注目度を

高めていたことがわかる。先住民観光に関する研究としては、台湾やオーストラリア等を対象とした事例分析がみられる。たとえば Hunter は台湾南部の先住民を対象に、文化の象徴である彫像に対する人々の意見や信条、態度を Qmethod を用いて考察した。彫像は現地住民からは軽視されがちである現状と、地域振興の観点からは有効な政策ツールであると指摘した²⁾。Curtin and Bird は、アボリジニー観光オペレーターを対象にした Grounded Theory Approach を援用したインタビューデータをもとに、先住民の持続可能な社会の要件を、迎えること (host) とつなぐこと (connecting) , 共有すること (sharing) の観点から記述した³⁾。Scheyvens らは、フィジー、オーストラリア、ニュージーランドの中小旅行会社を事例として、先住民観光と SDGs との関連性を検証した⁴⁾。その結果、例えば先住民観光の事業では、先住民は元来自然と共生した暮らしを確立してきたことから、多くが意識せずとも SDGs の目標を達成していることを示した。

先住民観光と比べれば文化観光に関する先行研究は多いが、2018 年に Richards が文化観光をテーマとする研究のトレンドを分析し、最近では本研究の対象である先住民等、少数民族を事例とする文化観光の研究にシフトしてきたことが示されている⁵⁾。その後の文化観光に関する研究としては、たとえばマレーシアのサラワクを事例に、アーティスト等へのインタビュー調査を踏まえて観光計画上の課題等を指摘した Haigh や⁶⁾、人々の文化観光への態度を Spiritual well-being と地域愛着の要素を含めて検証した Li らの研究⁷⁾がみられる。本研究はアイヌ文化観光への態度を規定する要因を検証することから、後者の Li らのアプローチに近いと考えられる。同じように文化体験への意識を検証した研究としては Funk and Bruun があり、彼らはゴールドコーストマラソン大会参加者を対象に参加動機を調査し、文化体験に対する評価した結果、文化圏の異なる人については賛成の意識が示され、社会心理的な要因は有意な影響がみられなかったことを明らかにした⁸⁾。

一方、アイヌ文化またはアイヌ文化観光をキーワードとした先行研究をみると、アイヌ文化の変遷を分析した上山⁹⁾や、1950 年代以降の観光アイヌブームの背景を考察した崔¹⁰⁾のように、史的なアプローチの研究がみられる。また、法学等の立場からアイヌの人権教育¹¹⁾、権利保護¹²⁾を対象とする研究が多くみられる。アイヌ文化の伝承という観点では、同化政策に対する文化伝承の可能性をインタビュー調査で考察した木戸の研究¹³⁾がある他、最近ではウポポイへの批判¹⁴⁾や取り組み¹⁵⁾を考察する研究が展開されている。

これまで国内ではアイヌ文化について、観光の視点で論じられたものは少なく、アイヌまたはアイヌ文化の保

護に主たる研究テーマが設定されていたようである。国外では国連世界観光機関をはじめとする実務でも、先住民観光をキーワードとする研究でも先行していることを踏まえ、本研究はアイヌ文化観光振興という立場をとり、アイヌ文化を対象としてその要件を検証する点に特色を有する。

文化観光に関するこれまでの研究^{7,8)}を参考に、本研究の仮説を設定した(図-1)。本研究ではアイヌ文化観光の振興を、ウポポイへの訪問意向とアイヌ文化関連商品の購入意向の高まりで表現する。これらを導くものは、アイヌ文化への関心であると考えられる。そして、アイヌ文化への関心を高める要因として、性年代、居住地、職業、学歴を含む個人属性、および初等教育でのアイヌ文化の学びを表す教育が挙げられ、個人属性と教育が異文化理解とアイヌ文化に対する知識を高めるものと仮定した。

3. アイヌ文化観光の現状

土木計画学の分野においてはアイヌ文化観光を対象とした研究がみられないため、本章では基本的なアイヌ文化およびアイヌ文化観光の現状を概観する。

(1) 概要

アイヌは、日本列島の北部、特に北海道の先住民である。独自のアイヌ語や自然界の全てのものに魂が宿るとされている精神、そして独自の文様による刺繍や衣装などの固有の文化がある。かつてアイヌは森の中での狩りや漁、採集を主として活動してきたが、近年では二次・三次産業に就業し生活している人も多い。アイヌ文化は、かつての自然に由来した生活が深く影響している。自分たちにとって重要な働きをするものや強い影響力を持つものをカムイと呼び、尊敬し感謝の気持ちを表して

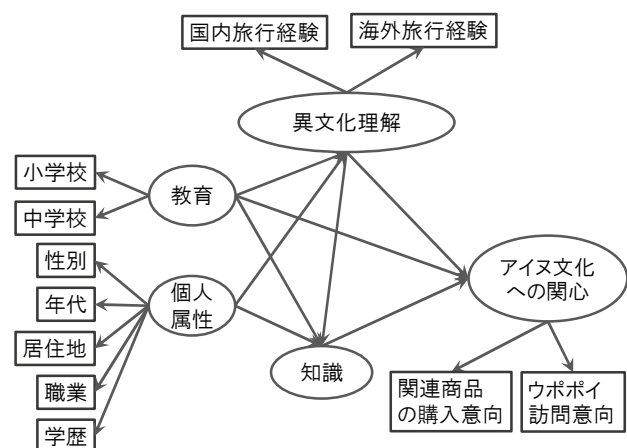


図-1 アイヌ文化観光への心理的距離を規定する概念モデル

きた。尊敬や感謝にあたる行為が、儀礼やその中で行われる踊りである。アイヌは自然に深くかかわる生活の中で、独自の文化を育んできた。

(2) 経済状況

現在、北海道で暮らしているアイヌの人々のほとんどは伝統的な暮らしをしていない。アイヌの生活の実態を把握するため、北海道は生活実態調査^{注3)}を行っている。結果の一部をみると、生活保護を受ける人数は、アイヌの人々と彼らの住む市町村とで比較した場合、1979年の時点では3.5倍、1993年の時点では2.4倍であった。その差は徐々に減少しており、2017年の調査では1.1倍まで縮小した。

一方、2017年におけるアイヌの15歳以上就業者は、第一次産業が最も多く35.9%を占めていることが特徴である。次いで第三次産業の35.3%、第二次産業は17.9%という結果になっている^{注3)}。比較可能な2019年の北海道全体に占める第一次産業の割合は3.9%、第二次産業17.4%、第三次産業77.8%であり、アイヌの就業状況とは大きく異なっている^{注4)}。

(3) 文化観光の推進

2020年7月に公開が始まったウポポイ（民族共生象徴空間）とは、アイヌ語で「（大勢で）歌うこと」を表している。公式ホームページ^{注5)}によると、「ウポポイは日本の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化の復興・発展のための拠点となるナショナルセンター」であり、「我が国が将来に向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として整備するもの」と位置付けている。

ウポポイの中には国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園、ショップやレストランが併設されている。国立民族共生公園は体験型のフィールドミュージアムでアイヌ古式舞踊上演の鑑賞や食文化・伝統芸能を体験することができる。また、アイヌの伝統的な家屋が再現されたエリアがあり、生活を体感することができる。来場者は民族衣装の試着や儀礼への参加も可能である。レストランではアイヌの伝統料理や創作料理を味わうことができる。ウポポイでは、多くの体験プログラムや伝統芸能の上演が行われている。かつての料理を作る体験や伝統的な楽器であるトンコリの演奏体験、ユネスコ無形文化遺産に登録されている「アイヌ古式舞踊」、アイヌ文化や生活を紹介するプログラムが上演されており、映像や実演などさまざまなツールを通じて来場者にアイヌ文化を伝えている。

アイヌ民族文化財団は「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」

にて規定された業務を行う法人として、1997年に北海道開発庁及び文部省から指定された^{注6)}。財団では、アイヌ語教育やアイヌ民族の歴史や文化への関心と理解を深めるために、情報発信などに取り組んでいる。例えば、北海道で行われているアイヌ語入門講座や、公式YouTubeチャンネルでは昔話やアイヌ語弁論大会の動画などを公開している^{注7)}。

また、北海道さっぽろ駅付近の地下通路では「アイヌ文化を発信する空間」である「ミナパ」にて、衣服や文様を使用したオブジェなどの道内の作家によるアート作品が常設展示されている。多くの道民や観光客の目に触れる場所に展示することで、アイヌ文化をより身近に感じさせる工夫がなされている。

(4) 差別

2008年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択された^{注8)}。この決議は、多くのアイヌ民族が差別され、貧窮を余儀なくさせられた歴史的事実を認め、その上で、アイヌ民族を特に北海道に先住する、独自の文化を持った先住民族として認めることを求める内容であった。差別とこれまでの歴史に関しては、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告書^{注9)}と「アイヌ民族文化財団」による『アイヌ民族～歴史と文化』^{注10)}に詳述されており、これらを参考に以下要約したものを記述する。

北海道で独自の生活を営み、独自の文化を築いてきたアイヌ民族は、和人の移住によりその生活を脅かされることとなった。和人から過重な労働を強いられ、土地政策や同化政策によって彼らの土地は奪われ、文化までもが封じられてしまった。

歴史的にみると鎌倉時代から和人とアイヌの交易は盛んになり、それに伴い和人の移住者は増加した。1457年にアイヌ民族と和人の初めての大規模な争いであるコシヤマインの戦いが発生し、和人とアイヌ間の抗争がしばしば発生することとなった。16世紀半ばに講和したものの、和人にとって有利な交易を強いられることになったアイヌが、シャクシャインを中心に和人に対して武力行使を試みるものの、和平協議の場でシャクシャインが殺害されることで戦いが終わった。以降和人の松前藩が支配を強めるきっかけとなる。幕末にかけて、過酷な労働環境や病気の流行も相まって人口が急減した。明治時代に入り、明治政府が「北海道」と改称し、日本の一部として本格的な開拓を進め始めた。戸籍法の改定で日本の国民として扱われたものの、旧土人という呼称で和人とは差別された。このころ同化政策として風習が禁止されたり、日本語を強制させたりし、アイヌの文化を封じる動きが強まった。また、以前アイヌが活動してきた土地であっても彼らのものにはならず、その後居住地まで

もが官有地に編入させられた。

1899年に北海道旧土人保護法が施行された。これは農業に従事するアイヌに土地を与える法律であったが、農地に向かない土地を与えられたアイヌが多くいたため、開墾できずに土地が取り上げられたことも多かったとされている。和人とは別の土人学校が設置されたが、日本語や和人の生活に沿った教育がなされ、内容や期間にも格差があった。

戦後、差別をなくし格差を解消するために「北海道アイヌ協会」が設立された。1995年に、ウタリ政策の在り方に関して意見をまとめるため「ウタリ政策の在り方に関する有識者懇談会」が設置された。懇談会から翌年提出された報告書によると、アイヌ文化の保存振興、アイヌ民族に関する理解を促進し、アイヌの人々が尊重される社会の実現を基本理念とする提言がまとめられた。この提言を踏まえて、1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」、いわゆるアイヌ文化振興法が施行された。

2007年に国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、その採択を受け 2008 年に国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択された。先住民族としてアイヌを認めること、そしてこれまでのアイヌ政策のさらなる推進などの施策を講じることが求められた。

(5) 文化の継承に向けた取り組み

ウポポイはアイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとして、異なる民族が尊重しあい共生するシンボルとなることを想定して作られている^{註10}。その中の機能として六つ挙げられているうちのの一つに、文化伝承・人材育成機能がある。空間を通して、アイヌの人々が文化を実践・伝承しながら、次世代の文化伝承者を育成するというものである。

北海道内外でも各地で文化伝承・人材育成の取り組みは行われている。存続の危機にあるアイヌ語の復興やアイヌの伝統の知識普及のために、アイヌ民族文化財団によるアイヌ語講座や、SNS・ラジオを通じた文化の紹介、伝統的な技法を用いたアート作品の制作・展示など様々な方法で活動している。

(6) 政策展開

前節の差別と一部重複するが、ここでは近代以降の政策展開に着目して整理する。同様に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告書^{註8}と「アイヌ民族文化財団」による『アイヌ民族～歴史と文化』^{註9}を参照した。明治時代になっても政府はアイヌの人々への差別をし続けた。これまで蝦夷地と呼ばれていた、アイヌ民族が暮らしていた土地を北海道と呼び改め、一方

的に日本の一部とした。アイヌの人々も平民として戸籍を作成したものの、旧土人と呼び差別した。同じ頃に北海道に派遣された開拓使がアイヌ民族の言語と振る舞いを禁じた。

1960年代から格差是正や貧困解消のためにアイヌの人々が多く暮らす地域で環境整備事業が始まった。1974年からは、住居・就労・就学などの面での対策も盛り込んだ「北海道ウタリ福祉政策」が開始した。この政策は、重点項目や名称を変えながら現在まで続いている。1984年に北海道ウタリ協会が総会で「アイヌ民族に関する法律(案)」について決議した。その内容としては、アイヌ民族の基本的な権利を回復し、差別をなくすこと、教育や文化、経済自立のための諸整備などを求めたものであった。1986年に当時の中曽根康弘内閣総理大臣が「日本は単一民族国家」と発言したことを契機として、アイヌ民族をめぐる議論が活発となった。世界的に先住民族の権利について関心がもたれるようになった背景もあり、アイヌ民族として初めて萱野茂が国会議員となった。

1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されたが、主に文化にかかわる側面を反映したものであった。アイヌ文化の伝承活動は広まったものの、差別解消や生活格差は残されたままであった。その中で、2007年国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、その宣言を踏まえて 2008 年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で全会一致で採択された。

4. アイヌ文化観光への心理的距離の検証

2章で設定した仮説を検証するため、アイヌ文化観光への態度に関する調査を実施した。はじめに調査概要を示し、つづいて基礎集計をまとめた後、アイヌ文化観光への心理的距離の検証をおこなう。

(1) アイヌ文化観光への態度に関する調査概要

本調査の概要を表-1に示す。アイヌ文化観光への態度については居住地が有意に影響すると考えられることと、予算制約に伴う調査の効率性の観点から、首都圏および北海道の居住者を対象に実施した。調査は Web 形式でおこない、マイボイス社に委託して2023年3月中旬に実施する予定である。

調査項目は、居住地に加えてアイヌ文化への近接性の観点で北海道の居住層を設定した。また、文化観光への関心に影響すると考えられる回答者本人および親の最終学歴、そして国内外の旅行頻度を設定している。ウポポイ訪問意向とアイヌ文化への関心、アイヌ文化関連商品

表-1 調査概要

調査対象	首都圏および北海道居住者
調査期間	2023年3月16日から3月20日の5日間
調査方法	Web調査
調査項目	居住地、北海道の居住歴、最終学歴、旅行頻度、ウポポイ訪問経験・意向、アイヌ文化への関心、商品購入意向、アイヌ文化への理解、初等教育でのアイヌ文化の学び
回答数	600(首都圏:300, 北海道:300)

の購入意向については5件法で尋ねた。例えばウポポイ訪問意向では、1: 全く訪れてみたいとは思わない、2: 訪れてみたいとは思わない、3: どちらともいえない、4: 訪れてみたいと思う、5: 必ず訪れてみたいと思う、の5件である。アイヌ文化への理解については、アイヌ民族文化財団が提供しているクイズ^{注1)}の中から5問抽出し、正答数を理解度の代理指標とした。最後に、アイヌ文化への態度と初等教育政策との関連を考察するために、小中学校でのアイヌ文化の学びが現在の回答者の文化理解や関心につながっていると思うかどうかを尋ねた。

有効回答数は首都圏居住者 300 と北海道居住者 300 の合計 600 を予定している。基礎集計結果および仮説検証結果は春大会にて発表する。

5. おわりに

本研究は、アイヌ文化観光への心理的距離を規定する要因を検証し、その距離を軽減する方策について考察することを目的としておこなった。

もともとアイヌ政策に精通していなかった筆者が本研究に取り組むことで理解したことは、長く続いてきたアイヌへの差別と、ウポポイが 2020 年に公開されるに至った近年の政策は、萱野氏が国会議員としてアイヌの権利回復に尽力した 1980 年代後半に本格化したばかりであることである。この点を踏まえて、筆者はわが国の先住民族観光はまだ開拓段階にあると仮定し、発展段階へと移行するための必須要件は、人々の無関心から如何に脱するかであると考えた。図-1 の概念モデルはこれらの考えをまとめたものであり、今後、先住民族観光の発展に向けたどのような政策が有効であるか議論したい。

謝辞：本研究は EASTS IRG-43-2021 Investigating Accessibility of Indigenous Heritage and Historic Places における日本の事例研究として行ったものであり、研究のきっかけを与えてくれた Li Meng 氏 (University of South Australia) に感謝申し上げます。また、本研究の一部は JSPS 科学研究費助成 (課題番号：22H03849) を受けて実施したものです。ここに記して謝意を表します。

NOTES

- 注1) 観光庁「第 IV 部 令和 4 年度に講じようとする施策」『令和 4 年版観光白書』, p.262.
- 注2) Butler, R.W.: The concept of a tourist area cycle of evolution: Implications for management of resources, *Canadian Geographer*, Vol.26, Issue 1, pp. 7, 1980.
- 注3) 北海道：「平成 29 年 北海道アイヌ生活実態調査報告者」, pp.6-8.
- 注4) 北海道：総合政策部、北海道データブック 2022_経済, <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/data-book/117081.html> (2023 年 3 月 9 日閲覧) .
- 注5) アイヌ民族文化財団：民族共生象徴空間, <https://ainu-upopoy.jp/facility/upopoy/> (2023 年 3 月 8 日閲覧) .
- 注6) アイヌ民族文化財団：沿革, https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/details/post_1.html (2023 年 3 月 9 日閲覧) .
- 注7) YouTube、公益財団法人アイヌ民族文化財団, <https://www.youtube.com/@user-jr8bk2iy1n> (2023 年 3 月 9 日閲覧) .
- 注8) アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会：報告書.
- 注9) アイヌ民族文化財団：『アイヌ民族～歴史と文化』
- 注10) アイヌ民族文化財団：ウポポイについて, <https://ainu-upopoy.jp/about/> (2023 年 3 月 9 日閲覧) .
- 注11) アイヌ民族文化財団：キッズメニュー, クイズにチャレンジ!!, <https://www.ff-ainu.or.jp/challenge/index.html> (2023 年 2 月 13 日閲覧) .

REFERENCES

- 1) World Tourism Organization: *UNWTO Inclusive Recovery Guide – Sociocultural Impacts of Covid-19, Issue 4: Indigenous Communities*, UNWTO, Madrid, pp. 1-12, 2021.
- 2) Hunter, W.C.: Rukai indigenous tourism: Representations, cultural identity and Q method, *Tourism Management*, Vol.32, pp.335-348, 2011.
- 3) Curtin, N. and Bird, S.: “We are reconciliators”: When indigenous tourism begins with agency, *Journal of Sustainable Tourism*, DOI: 10.1080/09669582.2021.1903908, pp.1-21, 2021.
- 4) Scheyvens, R., Carr, A., Movono, A., Hughes, E., Desbiolles, F.H. and Mika, J.P.: Indigenous tourism and the sustainable development goals, *Annals of Tourism Research*, Vol.90, 103260, pp.1-12, 2021.
- 5) Richards, G.: Cultural tourism: A review of recent research and trends, *Journal of Hospitality and Tourism Management*, Vol.36, pp.12-21, 2018.
- 6) Haigh, M.: Cultural tourism policy in developing regions: The case of Sarawak, Malaysia, *Tourism Management*, Vol.81, 104166, pp.1-11, 2020.
- 7) Li, J., Pan, L. and Hu, Y.: Cultural involvement and attitudes toward tourism: Examining serial mediation effects of residents’ spiritual well-being and place attachment, *Journal of Destination Marketing & Management*, Vol.20, 100601, pp.1-10, 2021.

- 8) Funk, D.C. and Bruun, T.J.: The role of socio-psychological and culture-education motives in marketing international sports tourism: A cross-cultural perspective, *Tourism Management*, Vol.28, pp.806-819, 2007.
- 9) 上山浩次郎：戦後におけるアイヌ文化の変遷，現代社会学研究，第 34 卷，pp.21-38，2021. [Ueyama, K.: Transition of Ainu culture after World War II, *Contemporary Sociological Studies*, Vol.34, pp.21-38, 2021.]
- 10) 崔銀姫：「観光アイヌ」とは何か—まなざしの歴史的な変容をめぐって，社会情報学，第 1 卷 2 号，pp.93-108，2012. [Choi, E.: What is “Kankou Ainu”? A prospect on the historical changes of the gazing, *The Society of Socio-Informatics*, Vol.1 No.2, pp.93-108, 2012.]
- 11) Buckley, S.: Agenda for human rights education in Japan: Government role and perspective, *Educational Studies*, Vol.64, pp.79-86, 2022.
- 12) 吉田邦彦：世界の趨勢から見た、先住民族の権利保護及び謝罪の理由・意義—民法の観点から（人類学との学際交流を踏まえつつ）—，北大法学論集，72(1)，pp.1-48, 2021. [Yoshida, K.: Implications of Ainu indigenous people’s rights protection and related apology based on the world standard: From civil law and intersectional anthropological perspectives, *The Hokkaido Law Review*, Vol.72, No.1, pp.1-48, 2021.]
- 13) 木戸調：アイヌ文化伝承を規定する民族関係・コミュニティ・ネットワーク—浦河町のアイヌ文化伝承者の語りを通して—，北海道大学大学院教育学研究紀要，Vol.138，pp.211-227，2021. [Kido, S.: Inheritance of Ainu culture conditioned by ethnic relations, Ainu communities, and networks: Through the life history of the Ainu people in Urakawa, *Bulletin of Faculty of Education, Hokkaido University*, Vol.138, pp.211-227, 2021.]
- 14) 坂田美奈子：日本のアイヌ政策の矛盾：国立アイヌ民族博物館の基本展示が伝えること，同時代史研究，第 14 号，pp.76-81，2021.
- 15) 立石信一：「議論の場」としての博物館の構築に向けて—国立アイヌ民族博物館での展示における試み—，境界研究，No.12，pp. 107-126，2022. [Tateishi, S.: A practical attempt to create a museum as a forum: The exhibition spaces of the national Ainu museum, *Japan Border Review*, No.12, pp.107-126, 2022.]

(Received ????)

(Accepted ????)

CONSIDERATIONS FOR REDUCING THE PSYCHOLOGICAL DISTANCE TO INDIGENOUS TOURISM -A STUDY OF AINU CULTURE-

Takeshi KURIHARA, Lorenz POGGENDORF and Miho HAMAZAKI

In 2020, *Upopoy* (a symbolic space for ethnic coexistence), also called the “National Ainu Museum”, opened to the public, and the promotion of Ainu culture and tourism was included in the measures of Japan’s tourism policy. However, as indigenous tourism in Japan is still in its early stages, it would be beneficial to discuss the requirements for its future development and maturity. We assumed that the issue in the initial stage lies in people’s awareness and interest toward Ainu culture. Hence, this study focused on the perceived distance to the Ainu people and related indigenous tourism, and aimed to find out key-factors and measures to reduce the perceived distance. Therefore, we proposed a conceptual model defining the perceived distance to Ainu indigenous tourism, and verified the hypothesis by structural equation modeling based on web survey data collected from residents of the Tokyo metropolitan area and Hokkaido.